

## 小谷交流センター（ちゃんめろ）使用規則

- ・ 使用にあたっては、使用許可申請書を観光協会に提出し、許可を受けること
- ・ 許可なく目的外の行為をする事は認めません
- ・ 使用が許可された場所以外には侵入しないこと
- ・ **施設内での喫煙は禁止します**
- ・ ゴミはすべて持ち帰ること
- ・ **運動中における怪我や事故については自己の責任において対処すること**
- ・ 施設または設備、器具などを汚損したり、亡失したときは、観光協会にすみやかに届出のうえ、復旧しなければならない
- ・ 使用中に他に損害を及ぼす恐れのあるとき、許可条件に反するとき、その他観光協会長が必要と認めた場合には、使用許可を変更または取り消しすることがある。この場合、使用者は拒む事は出来ません
- ・ 使用权の譲渡、また貸しは認めない
- ・ 使用規則を守らないとき、もしくは許可を得ず使用した場合などは、使用者、申請者ともに以後の使用を認めない
- ・ 節電・灯油等の節約に努めること
- ・ 体育館内では体育館シューズ（室内履き）を使用すること
- ・ 体育館内では、水分補給以外の飲食を禁止する
- ・ 施設使用後は、清掃し、器具・備品の整頓を行なうこと
- ・ 戸締り、消灯を確認のうえ退室すること
- ・ 使用時間以外は、他の者が使えるように片づけること

使用料金は次のようになります（2014年6月改定）

使用料	¥1500／1時間
小谷村の子供	無料
小谷村役場関係	無料
暖房費（11月～4月末）	¥200／1時間

2012年6月制定

白馬乗鞍観光協会 交流センター運営委員会

# 白馬乗鞍観光協会 小谷交流センター（ちゃんめろ）使用許可申請書

平成 年 月 日

白馬乗鞍観光協会会長あて

下記施設の使用許可を申請いたします

申請者 住所 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

氏名（宿・団体名） \_\_\_\_\_

使用責任者 氏名（団体名） \_\_\_\_\_ 印

TEL \_\_\_\_\_

使用場所	体育館    会議室    厨房    外			
使用目的			使用人数	人
使用日時		時間	料金	備考
月 日	:	~	:	
	:	~	:	
月 日	:	~	:	
	:	~	:	
月 日	:	~	:	
	:	~	:	
月 日	:	~	:	
	:	~	:	
月 日	:	~	:	
	:	~	:	
月 日	:	~	:	
	:	~	:	
合計				

観光協会 MEMO 欄